

参考図

図1 (第1(容積率の割増し)の2(2)イ関係)
見通しが妨げられる部分の例示

右図における斜線部が該当する。

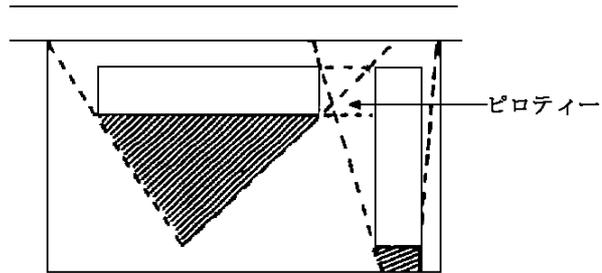


図2 (第2(絶対高さ制限に関する緩和)関係)
敷地を多角形に近似する場合の例示



図6 (第4(建築物の敷地が斜線制限等の高さ制限の異なる地域又は区域の内外にわたる場合の措置)の2関係)

部分適用方式を反映させるための判定方式の例示

図4で例示した敷地について部分適用方式を反映させるためには、図4で行った判定の他に、下に掲げる O_i についてそれぞれ S_i S_i を満足させる等の方法が考えられる。

